

money

# ライフプランアドバイザーが 教える



# 家計を見直す アイデア

vol.15

雇用保険 (その2)  
～復職準備編～

## LPA アドバイザー 失業給付をもらいながら資格を取得!

失業している間も、失業給付を受けながらスキルアップしたい! という方。全国各地にある公共の職業訓練学校では、パソコンや簿記、福祉など、様々な分野のスキルが身につけられます。職業訓練学校といっても、都道府県が管轄する技術専門学校や雇用・能力開発機構が設置・運営しているポリテクカレッジやポリテクセンターなど、選択肢は様々。雇用・能力開発機構のホームページでは、受講できるコースを調べることができます。

雇用・能力開発機構のホームページ <http://course.jeed.or.jp/>

訓練コース情報

検索

受講料は無料(教科書代は自己負担)の上、交通費も支給されます。受講手続きは、どの学校もハローワークを通じて行います。自己都合で退職し、3ヶ月の給付制限がある人でも職業訓練を受けることで制限が解除されますし、受講中は失業保険の受給期間が延長されます(ただしハローワークから「受講指示」を受けている場合に限りです)。制度の詳細内容・手続きについてはハローワークで確認してみましょう。



## LPA アドバイザー 仕事を続けるママを応援!

最近では、妊娠・出産を経ても仕事を続ける女性が多いですね。雇用保険では、働きながら子育てをする方を応援するための「育児休業給付」があります。育児休業をとった被保険者に対して、休業開始時の給料の50%相当額が、子どもが1歳(パパママ育休プラスは1歳2ヶ月)に達するまで支給されます。もちろん男性にも支給されます。

出産に関するサポートは、健康保険からも受けられます。以下に、健康保険・雇用保険からの出産・育児に関するサポートをまとめました。

### 健康保険・雇用保険からの出産・育児に関するサポート



健康保険から	雇用保険から
<b>【出産手当金】</b> 1日あたりの給料のおおむね3分の2相当額が支給	<b>【育児休業給付金】</b> 休業開始時給料の50%相当額が支給。
<b>【出産育児一時金】</b> 1児ごとに42万円(産科医療補償制度に加入している病院で出産の場合)支給。	

## DEKO 編集部行き

●ご意見・感想・身近な話題・クイズの答えなどお寄せください。

ハガキ

(フリガナ) おなまえ	実名での掲載を希望されない方は ペンネーム ( )	ご利用形態
〒 おところ		電話番号

ハガキにはれる大きさを

### 宛先

〒509-0197 各務原市鷺沼各務原町1-4-1 コープぎふ DEKO 編集部  
FAX 058-370-6860 E-mail yohtubo@tcoop.or.jp  
(※住所は省略いただいても可)

## 今月の クイズ

漢字の破片を3つの漢字になるよう枠にあてはめてください。



完成した熟語は?

--	--	--

●4月号のクイズの答え

行楽(こうらく)

クイズに応募いただいた中から抽選で10名の方に粗品を進呈いたします。当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。

## クイズの応募お便り募集

■はがき・FAX・メールで以下の項目をご記入の上宛先までお送りください。  
①クイズの答え(クイズのみの応募も可) ②身近な話題 ③読んだ記事名とその感想 ④しゃべっ茶 oh と料理への投稿 ⑤〒番号・住所・氏名・年齢(差し支えなければ)・電話番号  
※②の身近な話題、④の投稿は、発信往来、しゃべっ茶 oh、料理のコーナー等で紹介させていただくことを前提にさせていただくため、採用に際して、投稿者へのご連絡は行いませんのでご了承ください。匿名やペンネームなどを希望される方は、お名前の方にその旨を記載いただければ結構です。

お知らせ



と料理のテーマ 募集  
は13ページをご覧ください。

今月号の応募締切 2012年6月9日(必着分)